非血緣者間骨髓/末梢血幹細胞採取認定施設採取 責任医師各位

公益財団法人 日本骨髄バンク 事 務 局

「非血縁者間骨髄採取施設認定基準」改訂について

平素より骨髄バンク事業の推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 このたび、当法人および一般社団法人日本造血細胞移植学会が定める「非血縁者間骨髄 採取施設認定基準(2017.05.15)」について、条件を一部改訂することとなりました。 つきましては、下記をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 経緯

昨今、血縁者間骨髄採取術の実施件数が減少しているという状況があり、新たに非血縁者間移植を開始するにあたり障害となっている。また、現行の条件についてドナー安全確保の観点からも問題提起され、当法人ドナー安全委員会にて検討した。その結果、新規認定においては、施設として常勤医師の採取件数を条件とし、それに伴い採取担当医師の条件についても変更とした。

2. 変更点

- 1. 骨髓採取件数
 - 1.1 新規認定においては、施設に過去10例以上の骨髄採取術を経験し、かつ直近3年間に5例以上の骨髄採取術の経験数がある常勤の医師がいること。
- 2. 採取責任医師/担当医師

採取担当医師

2.2 直近3年間に5例以上の骨髄採取術を経験している常勤の医師が必ず骨髄採取に1名以上参加し、当該医師の監督・指導の下に採取を実施すること。

以上

※なお、2020 年度の年次調査につきましては、旧「非血縁者間骨髄採取施設認定基準 (2017.5.15)」が適用されます。

<u>問い合わせ先</u> (公財) 日本骨髄バンク ドナーコーディネート部 杉村・窪田 TEL 03-5280-2200

非血緣者間骨髓採取施設認定基準(2019.10.15 一部改訂)新旧対照表

【認定基準】 2. JMDP が別途定める採取件数等の諸条件をすべて満たし、かつ、JMDP が適正かつ安全に骨髄採取術を 遂行し得る施設であると認めた医療機関であること。

【諸条件】

IΒ	新
1. 骨髓採取件数	
	【変更】
1.1 新規認定においては、以下のいずれかの基準を満たすこと。	1.1 新規認定においては、施設に過去10例以上の骨髄採取術を経験し、
	かつ直近3年間に5例以上の骨髄採取術の経験数がある常勤の医師がいる
	こと。
1.1.1. 過去1年間で、血縁ドナーからの骨髄採取を3例以上実施してい	【削除】
ること。	
1.1.2. 過去2年間で、血縁ドナーからの骨髄採取を5例以上実施してい	【削除】
ること。	

【認定基準】 4. JMDP が別途定める採取責任医師/担当医師の諸条件をすべて満たし、かつ、JMDP が適正かつ安全な骨髄採取術を 遂行し得る施設であると認めた医療機関であること。

【諸条件】

IΒ	新
2. 採取担当医師	
2.1 採取の方法及びリスクについての知識を有していること。	
	【変更】
2.2 直近の5年間に10例以上の骨髄採取術を経験している医師の監督・	2.2 直近3年間に5例以上の骨髄採取術を経験している常勤の医師が必
指導の下に採取を実施すること。	ず骨髄採取に1名以上参加し、当該医師の監督・指導の下に採取を実施す
	ること。